

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成29年10月25日及び同年10月26日付けで行った公文書部分開示決定は妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年8月25日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、平成24年度分の埼玉県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。）について公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、別表1のとおり14件の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、平成29年10月25日及び同年10月26日付けで別表2のとおり本件対象文書の一部を条例第10条第1号に該当するとして不開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成29年11月14日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、変更するとの裁決を求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成30年6月11日及び同年6月12日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問（諮問第311号及び第310号）を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成30年6月19日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

- (6) 当審査会は、本件審査請求に係る諮問第310号及び第311号について、審査請求人が同一であること及び審査請求の内容が同様であると認められることから、これらを併合して審議することとし、平成30年6月25日付けで、審査請求人及び実施機関に通知した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、変更するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件処分は、平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年（行コ）第26号、同第68号）、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年（行コ）第153号）、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号）（以下併せて「関連判決」という。）等に照らし、違法な非公開部分を含むものである。

イ 関連判決では、学校において教員が行った体罰は、加害教員の「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされている。これらの判決によりプライバシー型の情報公開条例を有する兵庫県、神戸市その他多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書における学校名、校長名、加害教員の氏名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

ウ 条例第10条第1号ただし書は、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分の情報は公開すべきものと規定する。換言すれば、公務員の職務遂行情報については、個人に関する情報であっても公開せねばならないはずである。そして、それは関連判決においても公開が求めら

れているものであるから、公にしても当該公務員の権利利益を害するおそれがあるものとはいえないはずである。

エ また、最高裁判所はじめ各種の判決・答申においては、プライバシー型の規定を採用している地方公共団体の情報公開条例と、個人識別型の規定を採用している地方公共団体の情報公開条例とで、個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異を付けてはいない。個人識別型の規定においても、公務員の氏名等の公開が争われた判決の例としては、「公務員の職務の遂行に関する情報は『個人に関する情報』に該当しない」とした広島県情報公開条例に係る最高裁における平成15年12月18日の判決があり、同様の判断がされた判決は、他にもある。

オ 以上より、個人識別型の情報公開条例を持つ自治体においても、プライバシー型の情報公開条例を持つ兵庫県や神戸市同様、体罰事故報告書においては、教員の氏名も含め公開されるべきである。

カ これらのことから、体罰を行った加害教員の氏名は、当該教員のプライバシーとは認められず、開示されることは地方公共団体の情報公開条例及び判例が予定しているところであり、加害教員の氏名等の不開示は認められないのであるから、加害教員の識別可能性を理由とした不開示は認められない。しかるに本件処分では、発生場所、見取り図、児童生徒の年齢、性別、学年、怪我の状況、保護者参加数、会話内容、部活動名、授業名などがことごとく不開示とされている。その他、条例に照らして違法な不開示範囲が他にもあれば、全て開示されるべきである。

キ また、これらを開示すると被害児童生徒が特定されるのではないかという点については、関連判決に照らして不開示が認められるのは、被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば「特定の個人が識別され得るもの」とはいえないし、裁判所の判断も同様である。なお、関連判決は、個人特定のための「他の情報」については「一般人基準」を採ることを求めている。学校名や教員の氏名を開示すると、それだけで被害児童生徒が特定されるとの考えかもしれないが、そのこと自体も関連判決で否定されている。

ク なお、被害児童生徒の学年、年齢、性別、場合によっては怪我の程度が非公開となっているが、本人特定に至らない一方、職務遂行上の行為である体罰事件の不可欠の構成情報であり、公開されるべきである。

ケ 条例第10条第1号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。この条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られるのであるから、そのようなものを含まない部分には適用されない。実際の記述内容に照らして、そうした例外的な事例があればそれに限って不開示とすれば足りる。本条項は乱用されると危険な条項であるだけに、慎重に判断されるべきである。

(3) 反論書の趣旨

ア 実施機関が弁明書で主張する不開示理由は、不開示の根拠とは成り得ない不当なものであり、こちらが示した関連判決等を吟味した上で条例の解釈を展開するものではない。弁明書の主張は、関連判決には従わないというものであり、司法判断をないがしろにするものという他ない。

イ 三権分立、法治主義原則のもと、一定の条例解釈や法的争点について判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは、独自の条例解釈や行政の内部基準ではなく、司法判断であることは、今更述べるまでもない常識である。個別事件（本件では体罰事故報告書の部分開示処分）を踏まえた司法判断は、まさに体罰事故報告書という特定の文書においての情報公開の法解釈が示されているものであるから、そこでの判断が優先することは明らかである。

ウ 弁明書では、児童生徒の特定について、「他の情報」は当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含むとする。しかし、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号）では「他の情報」について「一般人基準」を採用し、要保護性の高い情報を含むケースについてのみ「特定人基準」を採用する余地を残しているにすぎない。判決は「一般人基準」を採ることで、原則としてクラス担任や部活動担

当教員の氏名や学校名によって、児童生徒を特定はできないとして、被害児童生徒の特定に至るとして教員の氏名等を不開示とすることを明確に否定したものであり、学說的にも評価されている。他方で本判決も、これは原則であって、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深く関わる例外的な体罰事例などにおいて、児童生徒の特定可能性やそのプライバシー保護の必要性から、教員の氏名などを例外的に不開示とすることまでは禁じていない。例えば在校者数が一桁であるような場合と、数百名の場合とを同一に扱うべきとされるわけではない。であるから、そのような例外的な事情があるなら、そのことを明示した上で例外的に不開示範囲を広げれば良いのである。弁明書の主張の問題点は、埼玉県全ての公立学校が、一律にこうした例外に当たるといわんばかりの主張になっている点である。

エ なお、弁明書では「学校要覧」をもって被害児童生徒の識別ができるがごとき主張をしているが、平成15年1月17日になされた神戸地裁での判決で、すでに「学校要覧」が「他の情報」に当たらないとの判断がされている。

オ また、実施機関は体罰事故報告書に記載された教員の氏名が、教員個人の評価に関わる私事に関する情報であり、条例第10条第1号ただし書イ、ロ、ハの例外にも当たらないと主張するが、関連判決では、体罰事故報告書記載情報は、当該教員にとっては、通常他人に知られたくないと認められるプライバシーではないとされ、開示が求められている。そして、教員が体罰により事故を起こしたという情報は、当該公務員の権利を不当に侵害するなどという実施機関の主張は、司法判断によって否定されている。

カ また、加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を開示すると、本人が懲戒処分等を受けたことや受ける蓋然性が高いことが明らかになるので不開示とする、という点なども同様で、この点も関連する司法判断で論点とされたものであり、それが明らかになることの是非は担当裁判官も十分理解した上で、教員の氏名まで開示せよと判断しているのである。そもそも、不開示情報はあくまで当該文書に記されている

ものでなければならない。体罰事故報告書自体には懲戒処分等の内容は記述されていないのに、それを理由に不開示を行うのは、条例解釈の誤りであり違法である。

キ 仮に、加害教員の氏名が個人に関する情報に該当するとしても、条例第10条第1号ただし書イ、ロ、ハに該当して公開されるべきである。同種規定を持つ「千葉市情報公開 条例の趣旨、解釈及び運用」（以下「千葉市運用」という。）によれば、ただし書のハに相当する部分の解釈については、「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の『氏名』については、本号ただし書のアの『法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報』の規定により開示・不開示の判断を行う。」としている。

そして「ただし書のアの『法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている個人に関する情報』は、公にしても、個人の権利利益を侵害しないことが明らかであるか、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲内にとどまると考えられるため、これを個人情報から除外すると定めたものである。」とする。こうした基準に照らしても、加害教員の氏名は開示されなければならない。

ク さらに、千葉市運用によれば、条例のただし書ロに相当する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については「プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるとしても、これに優越する公益があるときは、個人情報を開示することを定めたものである。」とされている。関連判決はまさにそのような判断に立って、教員の氏名の公開を判断したものとも考えられる。

ケ また、実際にプライバシー型、個人識別型のどちらの情報公開条例を持つかにかかわらず、近年、多くの自治体の情報公開審査会は、関連判決を踏まえ、学校名、校長名、教員の氏名等の開示を求める答申を出している。このような判断は、審査請求人の主張が、情報公開の専門機関からも正しいと支持されていることを示しており、審査請求人は何ら無理で不当な主張をしているわけではない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、体罰等に関する事故が発生した学校の学校長が作成し、埼玉県教育委員会教育長に報告がされた平成24年度の職員事故報告書である。

(2) 本件不開示情報について

職員事故報告書は体罰等の事故の内容が記載されているものであるが、被害を受けた児童生徒の心情を考慮すると、当該文書が開示されることによって当該児童生徒が識別されることはあってはならない。そして、現在、学校は地域から開かれた運営を望まれており、事実広く地域に開かれた運営を行っているところである。そのため体罰等の事故について、広く地域住民等の間で情報が伝搬されている可能性もある。実施機関ではこのような事情を踏まえ、事故の被害者であり、心身の成熟の途上にある児童生徒の識別に至る情報については、特段の配慮をし、本件処分を行ったものである。

また、実施機関では条例に基づき行う処分に係る埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）第5条第1項の規定による審査基準について、埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（平成20年埼玉県教育委員会教育長決裁。以下「審査基準」という。）を定め、公文書開示決定等の判断を条例及び審査基準に基づき行っている。不開示とした情報とその個人情報該当性については、以下のア～エのとおりである。

ア 加害教員の氏名、年齢及び性別（年齢及び性別については、公表されていないものに限る。）、印影、担当する学級及び部活動、指導科目、服務、申請した休暇の名称及びそれらを特定することができる情報（以下「加害教員関連情報」という。）の、加害教員の個人情報該当性について

審査基準の「第3 1（4）エ」では、各実施機関は、その所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、条例第10条第2号から第7号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、公にするも

のとされている。

加害教員が体罰等を行ったことを調査、報告されたということは、当該教員が体罰等を理由とした懲戒処分を受ける蓋然性が高い立場にあるということを示す情報であって、その氏名、そしてそれを識別し得る情報が公になると、当該教員の名誉・評価等を低下させるなど、権利利益を害するおそれがある。

また、加害教員が体罰等を理由として懲戒処分を受けた場合にあっては、当該懲戒処分の事案は懲戒処分の公表基準に基づき、懲戒免職の事案を除き、氏名以外の情報が公表されることとなっている。したがって、当該教員が懲戒処分され、職員事故報告書の氏名が公にされる場合、懲戒処分の公表情報と突き合わせることにより、当該教員が懲戒処分を受けたという事実が明らかになってしまい、懲戒処分を受けた教員の氏名を明らかにすることにつながり、その名誉、評価を低下させるなど、②の氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合に当たるため、加害教員の氏名、そしてそれを特定し得る情報を不開示としたことは妥当である。

イ 加害教員関連情報の被害児童生徒の個人情報該当性について

審査基準の「第3 1 (1) エ」では、当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報には、条例第10条第1号の規定が適用される。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報が含まれ、また、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれるとしている。

加害教員関連情報が明らかとなれば、被害児童生徒の近親者、地域住民、同級生等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる「他の情報」と照合することにより、当該児童生徒の特定に至る蓋然性が高いことから、当該情報を不開示とした。

そして、審査請求人が特に開示を求める加害教員の氏名については、それを開示するだけで、各学校が作成している学校要覧の情報と照合することにより、加害教員の指導科目及び部活動名等、被害児童生徒の特定につながる複数の情報が明らかとなるものであり、開示することは適当ではない。

学校要覧には、各職員の氏名とともに、指導科目及び部活動名などの職員情報が記載されている。学校要覧は、公立の小中学校については、各市町村が定めている学校管理規則によって、各学校での作成が義務付けられており、毎年全ての学校で作成されている。そして埼玉県立総合教育センターや各市町村役場、一部の市町村立図書館において誰でも閲覧が可能である。また、県立学校については、埼玉県立高等学校管理規則、埼玉県立特別支援学校管理規則及び埼玉県立中学校管理規則において、各学校での作成が義務付けられており、毎年全ての学校で作成されている。そして埼玉県立図書館及び埼玉県県民生活部県政情報センターにおいて誰でも閲覧が可能である。このような一般人を基準として、容易に入手し、あるいは入手し得る学校要覧が存在することにより、加害教員の氏名は、被害児童生徒を識別することが可能な情報にも該当し、条例第10条第1号に該当する。

本件対象文書には、被害児童生徒にとって、通常他人には知られたくない情報が記載されている。体罰等を受けたという事実は被害児童生徒にとって不名誉なことであり、そういった事実は、被害児童生徒の同級生及び父兄といった被害者と接点のある人たちにこそ知られたくない情報である。事故の内容については、かなりの部分がすでに開示されており、これらの関係者に被害児童生徒を特定することができる情報を開示すれば、被害児童生徒が最も知られたくない人たちに知られたくない情報が知られることになり、登校に支障が生じる可能性があり、教育を受ける権利を奪う結果につながりかねない。また、その他の結果であったとしても、著しく人権が侵害されることには変わりがない。このような事情から、児童生徒の特定につながる情報については、特に留意をして本件処分は行われなければならない。そのため、被害児童生徒を識別し得るとして加害教員関連情報を不開示としたことは妥当である。

ウ 被害児童生徒の年齢、性別（性別については、公表されていないものに限る。）、学年、組、学科、学部、課程、部活動、既往症、私的な生活領域に係る情報及びそれらを特定できる情報の被害児童生徒の個人情報該当性について

被害児童生徒の年齢、性別及び学年等は、個人に関する情報であり、個人を識別することができる情報である。また、被害児童生徒の権利利益の十分な保護を図るためにも、条例第10条第1号に該当するとして、不開示としたことは妥当である。

エ 事故の発生場所と見取り図の加害教員及び被害児童生徒の個人情報該当性について

事故の発生場所と見取り図を開示することにより、加害教員の担当する学級、担当授業名又は担当部活動名が特定されることになれば、学校要覧と照合することで加害教員を特定することが可能となる。そして、4（2）イの理由から被害児童生徒の特定にもつながるため不開示としたことは妥当である。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、〇〇町立中学校の学校長が〇〇町教育委員会教育長へ報告を行い、その後、当該教育長から埼玉県教育委員会教育長に報告がされた1件の職員事故報告書及び埼玉県立学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第8号）に基づき県立高等学校及び県立特別支援学校の学校長から埼玉県教育委員会教育長へ報告がされた13件の職員事故報告書である。

職員事故報告書には、教員による体罰等の事故について、発生場所や日時、事故の経緯や内容、関係者の行動の記録等が、網羅的に記載されている。

(2) 本件審査請求の争点について

審査請求人は関連判決等から、教員が行った体罰に関する情報は当該教員の職務遂行に係る情報であり、加害教員の氏名及びそれを特定できる情報を不開示とすることは妥当ではないと主張する。

また、加害教員の氏名等により被害児童生徒が識別されるか否かについても、関連判決において、個人特定のための「他の情報」については一般人を基準として、通常の方法で入手し得る情報とすることが妥当であるとされており、その上で加害教員の氏名による被害児童生徒の識別可能性については否定されているとする。

それに対し実施機関は、本件対象文書中に記載された加害教員の氏名が公になると、当該教員の名誉・評価等を低下させるなど、当該教員の権利利益を害するおそれがあり、当該教員の氏名及びそれを特定できる情報を不開示としたことは妥当であると主張する。

また、実施機関は、体罰等の事実やそれに至る経過として記載された被害児童生徒の行動は、当該児童生徒の名誉に関わる情報であることから、当該児童生徒の識別に至る情報の取扱いについては特段の配慮が必要であると主張する。そして、個人特定のための「他の情報」には審査請求人の主張する範囲の情報のほか、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含むと解すべきであり、加害教員関連情報は、「他の情報」と照合することにより当該児童生徒の特定に至る情報であり、不開示としたことは妥当であると主張する。

上記のとおり、本件審査請求の中心的な争点は、加害教員関連情報を不開示とした実施機関の判断の妥当性にある。そして実施機関が本件処分を行うに当たり、未成年である被害児童生徒のプライバシーに最大限の配慮をしたと申し立てていることから、当審査会ではまず、加害教員関連情報が、被害児童生徒の識別につながる情報であり、条例第10条第1号に該当するとして不開示とされたことが妥当か否かについて検討を行い、その上で、その余の不開示とされた情報について検討を行う。

(3) 加害教員関連情報の条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号本文は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

そこで、加害教員関連情報が、被害児童生徒の識別につながり得る「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するかについて検討する。「情報公開事務の手引き」において「『他の情報』としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、開示請求は誰であっても可能であることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むと解される。」と解釈されている。当該解釈は、条例第7条が基本的に何人に対しても開示請求権を認めていること、また、条例が単に「他の情報」とのみ規定し、その範囲に文言上の限定を加えていないことに鑑みると、首肯できる。

さらに、本件対象文書には、心身の成熟の途上である児童生徒が体罰等を受けた事実が、克明に記載されている。

体罰等を受けた事実やそれに至る経過として記録された被害児童生徒の情報は、当該児童生徒の名誉に関わる情報であり、当該児童生徒にとって極めて秘匿性の高い情報である。体罰等という事柄の性質上、被害児童生徒が仮に特定されるおそれがあるとすると、被害児童生徒は体罰等の直接の被害を受けた上に、学校や地域において、体罰等を受けた当該児童生徒にも非があるのではないかといった偏見や好奇の目にさらされるという二次被害を被ることも想定され得る。そうした事態になれば、被害児童生徒は、心に深い傷を負い、周囲の者への不信を募らせるなど人間関係を構築する上での支障が生じたり、自己肯定感を喪失するなど、心身の発達において回復し得ない深刻な事態を招くおそれがあることを否定できない。

このため、体罰等の事故の被害者である児童生徒の権利利益は、特に十分に保護されるべきものであると考える。

以上のように、条例の解釈を踏まえた上で、実施機関が主張するように、教員の氏名や教員の指導科目及び部活動等の情報が掲載された学校要覧が公開されていることや、学校が広く地域に開かれた運営を行っていること、また、本件処分において、学校名や被害児童生徒の具体的な行動や発言の詳細が開示されていること、そ

して体罰等の事案における被害児童生徒の権利利益は特に保護されるべきという事情に鑑みると、加害教員関連情報は被害児童生徒の特定に至り得る情報であり、条例第10条第1号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当であると認められる。

- (4) 条例第10条第1号前段に該当するとして不開示とされた加害教員関連情報以外の情報について

本件処分において実施機関では、加害教員関連情報の他、被害児童生徒の情報としてその氏名、年齢、性別（性別については、公表されていないものに限る。）、学年、組、学科、学部、課程、部活動、既往症、私的な生活領域に係る情報及びそれらを特定できる情報を不開示とした。

加えて、被害児童生徒の保護者や事故を目撃した児童生徒等を含む関係者の氏名、住所、電話番号及び印影を不開示とした。

これらのうち、被害児童生徒、その保護者及び事故を目撃した児童生徒の氏名と、保護者の住所、電話番号及び印影（以下「被害児童生徒氏名等の情報」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、ただし書イ、ロ及びハに該当しないと認められる。

そして、被害児童生徒氏名等の情報を除いた、被害児童生徒の学年、部活動等及び関係者の氏名等の情報についても、上記5（3）と同様の理由により、被害児童生徒を識別し得る情報として不開示とした実施機関の判断は、妥当であると認められる。

- (5) 条例第10条第1号後段に該当するとして不開示とされた情報について

条例第10条第1号における「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」という規定の趣旨は、特定の個人を識別することができない情報であっても、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報について、補

充的に不開示と規定するものである。

実施機関が本件処分において当該規定に当たるとして不開示とした情報を見分したところ、体罰等の事故を契機として発露した、被害児童生徒の心情や身体に起こった変化など、当該児童生徒の名誉あるいは人格に係る機微な情報であることが認められた。これらの情報は、特定個人を識別することができるまでとはいえないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であり、条例第10条第1号に該当すると認められる。

(6) その他

審査請求人及び実施機関は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

嶋崎 健太郎、石井 夏生利、仲里 建良

審議の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|-------------------------------|
| 平成30年 6月11日 | 諮問（諮問第311号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理 |
| 平成30年 6月12日 | 諮問（諮問第310号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理 |
| 平成30年 6月19日 | 実施機関から意見聴取及び審議（第二部会第136回審査会） |
| 平成30年 7月31日 | 審議（第二部会第137回審査会） |
| 平成30年 9月14日 | 審議（第二部会第138回審査会） |
| 平成30年10月19日 | 審議（第二部会第139回審査会） |
| 平成30年11月16日 | 審議（第二部会第140回審査会） |
| 平成30年12月26日 | 審議（第二部会第141回審査会） |

| | |
|-------------|------------------|
| 平成31年 1月25日 | 審議（第二部会第142回審査会） |
| 平成31年 3月 7日 | 答申 |

別表 1

| 番号 | 公文書の件名 |
|----|---|
| 1 | 職員事故について（平成25年2月8日決裁） |
| 2 | 平成24年度県立学校職員事故報告書（24-B1004） （県立学校人事課）平成24年6月29日收受 |
| 3 | 平成24年度県立学校職員事故報告書（24-B1013） （県立学校人事課）平成24年7月31日收受 |
| 4 | 平成24年度県立学校職員事故報告書（24-B1015） （県立学校人事課）平成24年8月20日收受 |
| 5 | 平成24年度県立学校職員事故報告書（24-B1023） （県立学校人事課）平成24年11月19日收受 |
| 6 | 平成24年度県立学校職員事故報告書（24-B1028） （県立学校人事課）平成24年10月15日收受 |
| 7 | 平成24年度県立学校職員事故報告書（24-B1035） （県立学校人事課）平成25年2月1日收受 |
| 8 | 平成24年度県立学校職員事故報告書（24-B1036） （県立学校人事課）平成25年2月5日收受 |
| 9 | 平成24年度県立学校職員事故報告書（24-B1037） （県立学校人事課）平成25年2月5日收受 |
| 10 | 平成24年度県立学校職員事故報告書（24-B1039） （県立学校人事課）平成25年2月1日收受 |
| 11 | 平成24年度県立学校職員事故報告書（24-B1040） （県立学校人事課）平成25年2月27日收受 |
| 12 | 平成24年度県立学校職員事故報告書（24-B1043） （県立学校人事課）平成25年3月19日收受 |
| 13 | 平成24年度県立学校職員事故報告書（24-B1046） （県立学校人事課）平成25年3月1日收受 |
| 14 | 平成24年度県立学校職員事故報告書（24-B1052） （県立学校人事課）平成25年3月19日收受 |

別表 2

| 番号 | 不開示とした部分 | 不開示とした理由 |
|----|--|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故者の氏名、担任学級、印影 ・ 生徒の氏名、年齢、性別、所属学級 ・ 生徒の保護者氏名、現住所 ・ 目撃者の氏名 ・ その他個人を特定し得る部分 | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> |
| 2 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事故者の氏名、担任学級（これを特定することができる部分を含む）及び申請した休暇名・服務（これを特定することができる部分を含む） 2 児童の氏名、年齢、性別、既往症、学年、組及び私的な生活領域に係る部分 3 児童の保護者氏名、現住所及び電話番号 4 目撃者の氏名 5 代理人弁護士の氏名及び印影 | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> <p>又は個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> |
| 3 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事故者の氏名、年齢、性別及び指導していた科目名（これを特定することができる部分を含む） 2 生徒の氏名、年齢、性別、学科、学年及び組 3 生徒の保護者氏名及び現住所 4 目撃者の氏名 | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> |
| 4 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事故者の氏名及び顧問をしている部活動名（これを特定することができる部分を含む） 2 生徒の氏名（これを特定することができる部分を含む）、年齢、課程、学科、学年及び私的な生活領域に係る部分 3 生徒の保護者氏名及び現住所 | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> <p>又は個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| 5 | <p>1 事故者の氏名、年齢及び性別（これを特定することができる部分を含む）</p> <p>2 生徒の氏名、年齢、性別（これを特定することができる部分を含む）、学部、学年及び組</p> <p>3 生徒の保護者氏名及び現住所</p> | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> |
| 6 | <p>1 事故者の氏名及び顧問をしている部活動名</p> <p>2 生徒の氏名、年齢、課程、学科及び学年</p> <p>3 生徒の保護者氏名及び現住所</p> | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> |
| 7 | <p>1 事故者の氏名、年齢、性別、指導していた科目名（これを特定することができる部分を含む）及び顧問をしている部活動名</p> <p>2 生徒の氏名、年齢、性別、課程、学科及び学年</p> <p>3 生徒の保護者氏名及び現住所</p> | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> |
| 8 | <p>1 事故者の氏名及び顧問をしている部活動名（これを特定することができる部分を含む）</p> <p>2 生徒の氏名、年齢、学科、学年（これを特定することができる部分を含む）及び私的な生活領域に係る部分</p> <p>3 生徒の保護者氏名、現住所及び印影</p> | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> <p>又は個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> |
| 9 | <p>1 事故者の氏名、指導していた科目名（これを特定することができる部分を含む）及び顧問をしている部活動名（これを特定することができる部分を含む）</p> <p>2 生徒の氏名（これを特定することができる部分を含む）、年齢、性別（こ</p> | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> <p>又は個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | <p>れを特定することができる部分を含む)、学年及び組</p> <p>3 生徒の保護者氏名及び現住所</p> <p>4 目撃者の氏名、学年及びクラス</p> | |
| 1 0 | <p>1 事故者の氏名、年齢、性別及び顧問をしている部活動名(これを特定することができる部分を含む)</p> <p>2 生徒の氏名(これを特定することができる部分を含む)、年齢、性別(これを特定することができる部分を含む)、課程及び学年</p> <p>3 生徒の保護者氏名及び現住所</p> | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> |
| 1 1 | <p>1 事故者の氏名、年齢、性別及び指導していた科目名(これを特定することができる部分を含む)</p> <p>2 生徒の氏名、年齢、性別(これを特定することができる部分を含む)、学科及び学年、組及び部活動名(これを特定することができる部分を含む)</p> <p>3 生徒の保護者氏名及び現住所</p> <p>4 別の体罰事故に係る部活動名</p> | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> |
| 1 2 | <p>1 事故者の氏名、年齢、性別及び顧問をしている部活動名(これを特定することができる部分を含む)</p> <p>2 生徒の氏名、年齢、性別(これを特定することができる部分を含む)、課程、学科及び学年</p> <p>3 生徒の保護者氏名及び現住所</p> | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> |
| 1 3 | <p>1 事故者の氏名、年齢、性別及び顧問をしている部活動名</p> <p>2 生徒の氏名(これを特定することができる部分を含む)、年齢、性別(これを特定することができる部分を含む)、課程、学年及び組</p> <p>3 生徒の保護者氏名及び現住所</p> | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| 1 4 | <p>1 事故者の氏名、年齢、性別、指導していた科目名(これを特定することができる部分を含む) 及び担任学級</p> <p>2 生徒の氏名、年齢、性別(これを特定することができる部分を含む)、学年(これを特定することができる部分を含む) 及び組</p> <p>3 生徒の保護者氏名及び現住所</p> | <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。</p> |
|-----|---|--|